



5月議会臨時会開催のお知らせ

▼開会日・時間 5月1日
(金)午前9時30分から

本会議はお気軽に傍聴できます。詳しくは議会事務局(本庁舎)までお尋ねください。

寄付をいただきました

○木場 渚 様

電子ピアノ 1台

新川中学校の音楽学習のために使用させていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

臨時職員募集

臨時職員を次のとおり募集します。勤務時間や勤務条件、履歴書等の提出書類について

は、応募先にお問合せください。

「社会福祉課」

▼職種・募集人員 一般事務
補助 1名 ※ワード及びエクセルの操作ができる方

▼時給 870円 ▼業務内容 社会福祉課庶務全般 ▼勤務

形態・時間 週5日 午前8時30分～午後5時15分の間で、週23時間 ▼受付期間 4月

10日(金)まで ▼採用時期 5月 ▼提出書類 履歴書

▼応募・問合せ 社会福祉課 (清洲庁舎)

▼「生涯学習課」

▼職種・募集人員 一般事務
補助 1名 ※ワード及びエクセルの操作ができる方

▼時給 870円 ▼勤務形態・時間 週4日 午前9時

～午後4時 ▼受付期間 4月11日(土)まで ▼採用時期

5月 ▼提出書類 履歴書

▼応募・問合せ 生涯学習課 (清洲市民センター) ☎052

・409・6471

「子育て支援課」

▼職種・募集人員 保育士

若千名 ▼時給 1040円

▼応募資格 保育士資格をお持ちの方

▼職種・募集人員 児童厚生員 若千名 ▼時給 1040円

▼応募資格 保育士又は教諭資格をお持ちの方

▼職種・募集人員 看護師 若千名 ▼時給 1200円

▼応募資格 看護師資格をお持ちの方

(保育士・児童厚生員・看護師のいずれも) ▼採用時期

随時 ▼提出書類 履歴書・資格証明書 ▼応募・問合せ

子育て支援課(清洲庁舎)

防災・防犯

西枇杷島会館

避難所指定廃止のお知らせ

清須市防災会議において、指定避難施設の見直しが行われ、南海トラフ地震の際に倒壊する恐れのある施設を指定避難所から除外することとなりました。それにより、4月1日から「西枇杷島会館」を指定避難所から外しました。

▼問合せ 防災行政課(本庁舎)

教 育

市立幼稚園きりんサークルの利用説明会及び利用者募集のお知らせ

市立幼稚園では、今年度3歳(平成24年4月2日)～平成25年4月1日(生まれ)になるお子様とその保護者を対象に、親子のふれあいの場・幼稚園に親しむことを目的に「きりんサークル」を実施します。

また、**利用申込みを予定している方は、利用説明会を開催しますので、ご出席をお願いいたします。**

【利用説明会】

▼とき 4月10日(金)午後2時30分から ▼ところ 西枇杷島第1幼稚園遊戯室

【利用申込】

▼とき 4月16日(木)午後2時30分から ※先着順・電話申込不可 ▼ところ 西枇杷島第1幼稚園又は西枇杷島第2幼稚園(利用を予定している園で申込みをお願いいたします) ▼定員 西枇杷島第1幼稚園40組程度・西枇杷島第

小・中学校 就学援助制度のご案内

市教育委員会では、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者(要保護者又は準要保護者)に対し、義務教育を円滑に実施するため、「就学援助制度」を設けています。

▼対象者 ●昨年度か本年度に生活保護の停止・廃止を受けた方 ●母子家庭等で、同一の生計を営む世帯全員の所得合計額が認定基準以下の世帯 ▼援助内容 学用品費、通学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費及び学校給食費 ▼問合せ 学校教育課(本庁舎)

2幼稚園30組程度 ★A・Bグループに分かれて活動します。定員を超えた場合は、空きができるまで待機となります。 ▼問合せ 西枇杷島第1幼稚園 ☎052・501・8577・西枇杷島第2幼稚園 ☎052・502・9628



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

本市は、本庁舎・清洲庁舎・西枇杷島庁舎・春日支所にて主に業務を行っています。
申請手続き等のためお越しの際は、担当課及び担当課所在庁舎等をお確かめください。



県立名古屋盲学校
教育相談のお知らせ



愛知県立
名古屋盲学校では、随時教育相談を行っています。
見えにくい、見えないことで困っているお子さんの生活や学習について、お気軽にご相談ください。事前に電話でお申込みください。相談は無料です。

▼対象者 乳幼児・小学生・中学生・高校生 ▼とき
幼児相談 月曜日午前10時～11時30分・水曜日午後1時45分～2時20分 小学生相談 火・水曜日午後3時50分～4時50分 中学生及び高校生相談 水曜日午後1時30分～3時30分 ※時間は調整します。 ▼ところ 愛知県立名古屋盲学校(名古屋市千種区北千種一丁目8番22号) ▼問合せ 愛知県立名古屋盲学校視覚障害支援センター(☎052・711・0009)担当 教頭 犬飼和夫氏・特別支援教育コーディネーター代表 飯田康氏

福祉制度の見直しに関するお知らせ

市の財政状況を踏まえ、制度の継続的な実施と高齢者・障害者の経済的負担の公平性の観点から、平成27年8月より介護用品支給事業、心身障害者等ガソリン費用及びタクシー料金助成事業に所得制限を導入します。ご理解の程よろしくお願ひします。

介護用品支給事業(おむつ券)

	変更前
対象者	介護保険で要介護3以上の認定を受けている方(医療入院者を含む。)【所得制限なし】 ※介護保険施設入所者は除く。
事業期間	4月から翌年3月まで
更新申請	2月1日から3月20日まで



変更後<平成27年8月1日施行>	
対象者	介護保険で要介護3以上の認定を受けている方で、6月1日現在において対象者を含む全世帯員が市民税非課税の方(医療入院者を含む。) ※介護保険施設入所者は除く。
事業期間	8月から翌年7月まで
更新申請	6月1日から7月20日まで

■問合せ 高齢福祉課(清洲庁舎)

心身障害者等ガソリン費用・タクシー料金助成事業

	変更前
対象者	(注1)に該当する方【所得制限なし】 ※ガソリン費用助成事業については、施設入所者を除きます。
事業期間	4月から翌年3月まで
更新申請	4月1日から



変更後<平成27年8月1日施行>	
対象者	(注1)に該当する方で、6月1日現在において市障害者福祉金支給の所得制限額未満の方(注2) ※ガソリン費用助成事業については、施設入所者を除きます。
事業期間	8月から翌年7月まで
更新申請	8月1日から

- ガソリン費用助成事業とタクシー料金助成事業はどちらかの選択制になります。
- タクシー料金助成利用券については、平成27年4月の更新申請では7月分まで(40枚)の交付となり、8月においては新制度移行により、1年分(8月から翌年7月までの120枚)の申請を受け付けます。
(注1)対象者:身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級
(身体障害者手帳3級の方がガソリン費用助成事業を選択する場合は、自己所有の自動車を自ら運転する場合のみ対象となります。)
- (注2)所得制限額:受給資格の認定を受けた方については360万4,000円未満、その配偶者又は同居の扶養義務者については628万7,000円未満

4月からのタクシー料金助成利用券(4月～7月分 40枚)を交付します

申請には次のものが必要です。

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、印鑑、前年度申請された方は残りのタクシー利用券

- 申請場所 社会福祉課(清洲庁舎)、市民課(本庁舎)、西枇杷島支所又は春日支所

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)



健康・福祉

4月は児童扶養手当・ 県遺児手当及び市遺児 手当の支払い月です

母子家庭等の方に支給されている児童扶養手当、県遺児手当及び市遺児手当の平成26年12月から平成27年3月分までの手当を、指定された金融機関に振込みますのでご確認ください。

【支給金額】

●児童扶養手当

お手元の手当証書等をご覧ください。

振込日 4月10日(金)

●県遺児手当

児童一人 月額43500円

支給開始4年目以降(平成24年3月31日以前に認定されている方)

振込日 4月24日(金)

月額2175円

●市遺児手当

児童一人 月額50000円

振込日 4月24日(金)

▼問合せ 子育て支援課(清洲庁舎)

4月は特別児童扶養 手当の支払い月です

障がいのある児童を養育している方に支給されている特別児童扶養手当の平成26年12月から平成27年3月分までの手当を、4月10日(金)に指定された金融機関に振込みますのでご確認ください。

なお、手当額はお手元の手当証書等をご覧ください。

▼問合せ 子育て支援課(清洲庁舎)

児童扶養手当の手当 月額が変わります

【平成27年3月分まで】

●全部支給 月額4万1020円

●一部支給 月額4万1010円

0円→96800円

←【平成27年4月分から】

●全部支給 月額4万2000円(+9800円)

●一部支給 月額4万1900円(+9910円)+9800円(+2300円)

※手当の月額は、「物価スライド制」の適用により、今後

改正されることがあります。※新しい児童扶養手当証書については発行しませんが、必要な場合はお問合せください。なお、改定後の手当額が反映されるのは、8月定例払い分からとなります。

▼問合せ 子育て支援課(清洲庁舎)

特別児童扶養手当の 手当月額が変わります

【平成27年3月分まで】

●1級 月額4万9900円

●2級 月額3万3230円

←【平成27年4月分から】

●1級 月額5万1100円(+1200円)

●2級 月額3万4030円(+800円)

※手当の月額は、「物価スライド制」の適用により、今後改正されることがあります。

※新しい特別児童扶養手当証書については、発行しません。なお、改定後の手当額が反映されるのは、8月定例払い分からとなります。

▼問合せ 子育て支援課(清洲庁舎)

在宅重度障害者手当 受給者の方へ

平成26年12月～平成27年3月分の在宅重度障害者手当が4月24日(金)に指定された金融機関に愛知県から振込まれますので、預金通帳等でご確認ください。

▼問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)



お子様の養育で悩まれている保護者の皆様へ

お子様の発達に悩まれている保護者の方や障がいのあるお子様の養育で悩まれている保護者の方は、県立いなざわ特別支援学校のふれあい相談(教育相談)をご利用いただけます。

ふれあい相談では、保護者の皆様が抱えている疑問や不安・悩みについて一緒に考えていきます。日時など詳細については、お問合せください。
【ふれあい相談】
相談は無料です(要予約)。相談内容については、秘密を厳守します。

▼予約受付 月～金曜日(祝日は除く)午前9時～午後5時

▼相談日時 相談日は予約時に決定。時間は午後1時～4時

▼問合せ 愛知県立いなざわ特別支援学校ふれあい相談係(稲沢市一色森山町225-1) ☎0587-352005

5・2005





介護保険に関するお知らせ ■問合せ 高齢福祉課(清洲庁舎)

●65歳以上の方の介護保険料改定

第6期介護保険料は、平成27年度～29年度の3年間の介護給付費の見込みを基に決定します。高齢化が進むにつれ、介護を必要とする方も増えてきており、介護給付費も年々増加しています。介護給付費準備基金を活用するなどして介護保険料の上昇を抑えるよう努めておりますが、この度の見直しにより次のとおり保険料を改定することとなりました。

また、所得段階についても見直しを行い、従来の所得段階をより細分化・多段階化することで、各々の負担能力に応じた保険料の負担をお願いすることとなりました。

介護保険制度は、介護を必要とする方やその家族を社会全体で支える制度です。介護保険料は介護給付費の貴重な財源となっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

対象者		所得段階	年額		
			第5期 (24～26年度)	第6期 (27・28年度)	第6期 (29年度)
生活保護を受給している方					
世帯全員が 市民税非課税	老齢福祉年金を受給している方	第1段階	29,300円 旧第1段階 旧第2段階	→26,900円	17,900円 (※予定)
	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下				
	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超え120万円以下	第2段階	41,100円 旧第3-1段階	→41,800円	29,900円 (※予定)
	前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超え	第3段階	44,000円 旧第3-2段階	→44,800円	41,800円 (※予定)
世帯に市民税 課税者がいて 本人が市民税 非課税	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	第4段階	51,700円 旧第4-1段階	→	52,600円
	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超え	第5段階	58,700円 旧第4-2段階	→	59,800円
本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	第6段階	73,400円 旧第5段階	→	74,700円
	前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	第7段階		→	77,700円
	前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	第8段階	88,100円 旧第6段階	→	89,700円
	前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満	第9段階		→	95,600円
	前年の合計所得金額が400万円以上	第10段階		→	101,600円

※第1～3段階の方は、軽減強化措置により平成27・28年度と比べて平成29年度の保険料が減額される予定です。

●特別養護老人ホームの入所基準の変更(平成27年4月から)

特別養護老人ホームは、これまで「要介護1以上」の方であれば入所できましたが、在宅での生活が困難な要介護者を支える施設としての機能に重点をおくため、平成27年4月以降に新たに入所する場合は、原則「要介護3以上」の方に限定されます。

●サービス付高齢者向け住宅が住所地特例対象施設に変更(平成27年4月から)

介護保険制度においては、住所地の市町村が実施する介護保険の被保険者となるのが原則ですが、住所地特例の対象施設へ入所するため、施設の所在地に住所を移した場合には、施設入所前の住所地の市町村が実施する介護保険の被保険者となります。

サービス付高齢者向け住宅は、これまで住所地特例対象外の施設でしたが、平成27年4月からは住所地特例対象の施設となります。

また、平成27年4月から住所地特例の対象者については、居住地の市町村が指定した地域密着型サービスの利用が可能になるとともに、居住地の市町村が実施する地域支援事業の対象となります。

●介護予防・日常生活支援総合事業(清須市は平成29年4月から開始予定)

要支援1・2の方に対して、これまで介護予防サービスで行われていた訪問介護(ヘルパー)と通所介護(デイサービス)は、それぞれ「訪問型サービス」、「通所型サービス」と名称が変わり、各市町村が主体となって実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行されます。

この事業は、全国的に平成27年4月から導入されますが、事業の開始時期は市町村によって異なります。清須市では平成29年4月からの事業開始を予定しています。





募 集

JICAボランティア 参加者募集

国際協力機構(JICA)は、開発途上で現地の人々と同じ生活をしながらともに働き、国づくりに貢献するボランティアを募集します。

▼募集期間 5月11日(月)まで(当日消印有効)
▼体験談の説明会

▼とき 4月18日(土)・26日(日)、5月1日(金) ▼ところ JICA中部なごや地球ひろばセミナールーム ▼問合せ 業務委託先(公社)青年海外協力協会中部支部 ☎052・459・7229・JICAウェブサイト <http://www.jica.go.jp/volunteer/index.html>

暮らし・環境

雨水貯留浸透施設 補助制度をご利用ください

市では、豪雨時の雨水流出抑制を図り、排水機場や河川への流入量を軽減することも

に、雨水の有効利用を図るため、雨水貯留浸透施設の設置者(市税に滞納がない方)に対して補助金を交付しています。新築、増改築等の際にはぜひこの制度をご利用ください。
●**屋根に降った雨水を溜めると、様々な効果が期待できます。**

●**洪水の抑制につながります**
雨水が一拳に河川などに流れ出るのを防ぐことで、洪水の抑制につながります。

●**災害時に役立ちます**
初期消火や災害などで、水道が止まったときの非常用の生活用水として利用できます。

●**水の有効利用ができます**
樹木や花の散水に使えるなど、水の有効利用ができます。

●**雨水貯留施設**
▼**補助対象** 市内で建物に付随して100リットル以上の貯留容量を持つ貯留槽を設置する場合 ▼**補助金額** 貯留量100リットル当たり7000円(限度額は7万円)
●**雨水浸透施設**
▼**補助対象** 市内で建物に付随して雨水浸透ますを設置す

る場合 ▼**補助金額** 1基あたり3万円(建築面積が100平方メートル未満は3基まで、100平方メートル以上150平方メートル未満は4基まで、150平方メートル以上は5基まで補助)
▼**問合せ** 都市計画課(西枇杷島庁舎)

土地区画整理組合の設立 認可に係る事業計画(案) 修正縦覧のお知らせ



清洲駅前土地区画整理組合の事業計画(案)修正縦覧を行います。
▼**縦覧期間** 4月14日(火)～27日(月)午前8時30分～午後5時15分(期間中は土・日曜日も西枇杷島庁舎にて縦覧を行います) ▼**縦覧場所** 地域開発課(西枇杷島庁舎) ▼**意見書の提出** 当該事業計画

の修正部分について意見のある方(利害関係者)は、5月11日(月)までに愛知県知事に対して意見書を提出することができます。 ▼**提出先** 愛知県建設部都市整備課(名古屋市中区三の丸三丁目一番二号) ▼**問合せ** 地域開発課(西枇杷島庁舎)

「緑のカーテン」をご家庭で 始めてみませんか



「緑のカーテン」とは、ゴーヤなどのつる性の植物を窓の外にはわせて植物のカーテンのことで、ご家庭でする地球温暖化防止対策です。
夏の強い日差しを和らげ、葉の蒸散作用により周囲の温度を下げてくれるので、カーテンから涼しい風が流れ込み、室温の上昇を抑えてくれます。これにより、冷房の使用抑制による省エネルギー効果が期待できます。

加藤様のご好意で、ゴーヤ苗の寄付があります。ご家庭で緑のカーテンに取り組んでいただける方に、次のとおりゴーヤの苗を差し上げます。皆さんも緑のカーテンにチャレンジしてみませんか。
▼**配布日時** 5月8日(金) 午前9時～午後5時(苗が無くなり次第終了します。)

▼**配布場所** 生活環境課(本庁舎) ▼**配布数量** 750本(予定) 1世帯2本まで(1世帯1回のみ) ▼**問合せ** 生活環境課(本庁舎)

家庭用ごみ袋 形状変更のお知らせ

市では、昨年度より指定ごみ袋(可燃ごみ袋の中・小)を高齢者や単身者の方など小口利用者の利便性を考慮し、試験的に手提げ型に変更しました。
今年度から、可燃ごみ袋(大)、不燃ごみ袋(大)及びプラスチック製容器包装袋(大)・(中)についても順次手提げ型に変更します。
※現在の在庫がなくなり次第、順次変更となります。
▼**問合せ** 生活環境課(本庁舎)

本市は、本庁舎・清洲庁舎・西枇杷島庁舎・春日支所にて主に業務を行っています。申請手続き等のためお越しの際は、担当課及び担当課所在庁舎等をお確かめください。



清洲城朝市

毎月第1日曜日は清洲城文化広場で朝市を開催しています。お買物をするとポイントが貯まるスタンプカードも発行しています。清洲城朝市でお得なお買物を!



★なお、5月3日は「つきた餅」を振る舞います!

▼とき 4月5日(日)・5月3日(祝)午前8時~11時
▼ところ 清洲城文化広場
▼問合せ 市商工会 ☎052・400・3008

きよす軽トラ市

毎月第4日曜日は、清洲公園駐車で「きよす軽トラ市」を開催しています。地元の特産品を中心に新鮮な野菜・果物などを販売しています。

▼とき 4月26日(日)午前10時~午後3時
▼ところ 清洲公園駐車場
▼問合せ 路の駅キュートきよす ☎052・717・0789

市民相談 4月相談日のお知らせ

相談名	相談日	時間	会場
①消費生活相談員による消費生活相談	7日(火)・14日(火)・21日(火)・28日(火)	午後1時30分~4時30分	本庁舎1階相談室
②女性の会による結婚相談	4日(土)・11日(土)・18日(土)・25日(土)	午後1時30分~4時	清洲市民センター

【問合せ】①電話052-400-2911(代表) 産業課(本庁舎)内線1322
②電話052-409-6471 生涯学習課(清洲市民センター)

相談名	相談日	時間	会場
①司法書士による消費生活相談(多重債務を含む)	8日(水)	午後6時~8時	清洲市民センター3階研修室
	25日(土)	午前10時~正午	本庁舎1階相談室
②不動産に関する相談	21日(火)	午後1時~4時	本庁舎1階相談室

【問合せ】電話052-400-2911(代表)
①産業課(本庁舎)内線1322 ②企画政策課(本庁舎)内線1223

相談名	相談日	時間	会場
女性相談	平日随時	午前9時~午後3時45分	子育て支援課(清洲庁舎)
家庭児童相談			
母子家庭等就業相談			

【問合せ】電話052-400-2911(代表) 子育て支援課(清洲庁舎)内線4343

相談名	相談日	時間	会場
弁護士による市民のくらし無料法律相談	8日(水)	午後1時~4時	清洲総合福祉センター1階相談室
	9日(木)		
	14日(火)		

【問合せ】電話052-401-0031 市社会福祉協議会 総務地域課

し尿汲取り・浄化槽の清掃業者

清洲・新川地区	西枇杷島地区	春日地区
(株)サンキョークリエイト ☎0587-32-2541	三協商事(株) ☎052-442-3091	(株)サンキョークリエイト ☎0587-32-2541
丸新商事(株) ☎052-400-3688		

4月の納税

- 国民健康保険税(第1期)
- 介護保険料(第1期)

納期限 4月30日(木)

税金は最寄りの金融機関等で納めることができます。
※納期限後の納付には延滞金が課されます。

日曜・祝日に急病人が出たときは

※急きょ変更になる場合がございますので、当番医又は医師会HPでご確認の上お出かけください。

日付	外科 午前10時~午後5時 ●西名古屋医師会 http://www.nni-med.jp/	歯科 午前9時30分~11時30分 ●西春日井歯科医師会 http://nisident.com/
4月 5日(日)	新居外科 (北名古屋市☎0568-23-2200)	鬼頭歯科医院 (清須市☎052-400-3056)
4月12日(日)	済衆館病院 (北名古屋市☎0568-21-0811)	ぼんだ歯科 (北名古屋市☎0568-26-3388)
4月19日(日)	遠藤外科整形外科 (清須市☎052-502-8841)	さかい歯科口腔外科医院 (清須市☎052-401-1182)
4月26日(日)	済衆館病院 (北名古屋市☎0568-21-0811)	水野五条歯科 (北名古屋市☎0568-21-4488)
4月29日(祝)	安田クリニック (北名古屋市☎0568-26-2020)	田中歯科 (清須市☎052-409-8241)
5月 3日(祝)	ゆたかクリニック (清須市☎052-408-0171)	せきや歯科医院 (北名古屋市☎0568-24-8241)
5月 4日(祝)	済衆館病院 (北名古屋市☎0568-21-0811)	後藤歯科 (北名古屋市☎0568-23-7337)
5月 5日(祝)	済衆館病院 (北名古屋市☎0568-21-0811)	医療法人東洋会西春中央歯科 (北名古屋市☎0568-23-0066)
5月 6日(振)	杉山医院 (豊山町☎0568-28-1181)	小島歯科医院 (清須市☎052-400-3113)

内科・小児科 午前9時30分~11時30分
午後1時~4時30分

西部休日急病診療所
(西枇杷島町花咲84番地)
☎052-503-8277

診療日...日曜・祝日・年末年始(12/30~1/3)



夜間・土曜日の午後

救急医療情報センター
(救急病院をご紹介します。)

☎052-263-1133